

記入日： 年 月 日

※保護者記入欄	
利用（希望）施設名	
児 童 氏 名	
児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他（ ）

中心者 ※事業の経営者	住所				
	氏名				
事業の内容	店舗名（屋号）				
	所在地				
	電話番号				
	年間販売総額	円 ※前年分の確定申告書の写し（第一表・第二表）を添付			
	仕事の内容				
	農業の場合は耕作面積等を記入	種類		期間	
		☐ 米（面積：	アール）	月から	月まで
		☐ 大豆（面積：	アール）	月から	月まで
		☐ 麦（面積：	アール）	月から	月まで
		☐ 野菜（種類：	面積：アール）	月から	月まで
		☐ 果樹（種類：	面積：アール）	月から	月まで
☐ 花き（種類：		面積：アール）	月から	月まで	
☐ 家畜（種類：		飼育：頭）	月から	月まで	
	☐ その他（種類：	数量：）	月から	月まで	

就労時間等（一年を通しての月平均を記入） ※就労予定者以外は税申告同様記載してください。

氏名		児童との続柄	年齢	就労（予定）年月日	就労時間 （月平均）	就労日数 （月平均）	給料 （月平均）
中心者			歳	昭和 平成 年 月 日から 令和	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 一日平均 時間 ※休憩除く	日間	
専従者			歳	昭和 平成 年 月 日から 令和	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 一日平均 時間 ※休憩除く	日間	円
			歳	昭和 平成 年 月 日から 令和	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 一日平均 時間 ※休憩除く	日間	円
			歳	昭和 平成 年 月 日から 令和	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 一日平均 時間 ※休憩除く	日間	円
			歳	昭和 平成 年 月 日から 令和	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで 一日平均 時間 ※休憩除く	日間	円

上記のとおり事実と相違ないことを確認しました。

年 月 日

民生委員・児童委員

住 所 筑西市

氏 名 _____

電話 番 号 _____

【記入にあたってのお願い】

※会社が法人登記されている場合は、就労証明書で証明を受けてください。

※確定申告書（第一表・第二表）又は開業届の写しが提出できる場合は、中心者がお住まいの地区担当の民生委員・児童委員さんの証明は不要です。

※確定申告書（第一表・第二表）又は開業届の写しが提出できない場合は、就労要件が確認できる書類を添付し、中心者がお住まいの地区担当の民生委員・児童委員さんから証明を受けてください。

※修正液等の内容訂正は無効になりますので、訂正印で訂正してください。

※この確認書は、保育の要件を確認する以外の目的で使用することはありません。

※証明内容について不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消す場合があります。

※有効期限は証明日より3ヶ月以内です。

記入例

自営業確認書

筑西市福祉事務所長 様

記入日： 令和 8 年 9 月 10 日

※保護者記入欄	
利用（希望）施設名	〇〇保育所
児 童 氏 名	筑 西 二 郎
児 童 と の 続 柄	父・母・ <u>祖父</u> ・ <u>祖母</u> その他（ ）

中 心 者 ※事業の経営者	住 所	筑西市丙360番地	※すべて中心者が記入してください。 修正液等の内容訂正は無効になります。
	氏 名	筑 西 松 次	
事業の内容	店舗名（屋号）	筑 西 農 園	
	所 在 地	筑西市丙360番地	
	電 話 番 号	0296-24-0000	
	年間販売総額	6,000,000 円	※前年分の確定申告書の写し（第一表・第二表）を添付
	仕 事 の 内 容	農 業	※今年から自営業を始められた方は、開業届の写しを添付してください。
	農業の場合は耕作面積等を記入	種類	期間
		☒ 米（面積： 100 アール）	4月から 9月まで
		☒ 大 豆（面積： 100 アール）	6月から 11月まで
		☒ 麦（面積： 100 アール）	10月から 翌6月まで
		☐ 野 菜（種類： 面積： アール）	月から 月まで
		☐ 果 樹（種類： 面積： アール）	月から 月まで
		☐ 花 き（種類： 面積： アール）	月から 月まで
		☐ 家 畜（種類： 飼育： 頭）	月から 月まで
		☐ その他（種類： 数量： ）	月から 月まで

就労時間等（一年を通しての月平均を記入） ※就労予定者以外は税申告同様記載してください。

氏名		児童との続柄	年齢	就労（予定）年月日	就労時間（月平均）	就労日数（月平均）	給料（月平均）
中心者	筑西 松次	祖父	66歳	昭和 平成 27年 3月 1日から 令和	午前・午後 7時00分から 午前・午後 5時00分まで 一日平均 8時間 ※休憩除く	25 日間	
	筑西 梅子	祖母	63歳	昭和 平成 27年 3月 1日から 令和	午前・午後 5時00分から 午前・午後 9時00分まで 一日平均 4時間 ※休憩除く	15 日間	80,000円
専従者				昭和	午前・午後 時 分から 午後 時 分まで 一日平均 時間 ※休憩除く	日間	円
						日間	円
			歳	平成 年 月 日から 令和	午前・午後 時 分から 午後 時 分まで 一日平均 時間 ※休憩除く	日間	円

※税申告書に記載されていない方は、前年の就労の確認ができないため、就労予定者とみなします。
(次年度も保育を希望する場合は、税申告を忘れずにお願いします。)

上記のとおり事実と相違ないことを確認しました。

令和 8 年 9 月 20 日

民生委員・児童委員

住 所 筑西市下中山〇〇〇〇
氏 名 民 生 太 郎
電 話 番 号 0296-24-0000

【記入にあたってのお願い】
※会社が法人登記されている場合は、就労証明書で証明を受けてください。
※確定申告書（第一表・第二表）又は開業届の写しが提出できる場合は、中心者がお住まいの地区担当の民生委員・児童委員さんの証明は不要です。
※確定申告書（第一表・第二表）又は開業届の写しが提出できない場合は、就労要件が確認できる書類を添付し、中心者がお住まいの地区担当の民生委員・児童委員さんから証明を受けてください。
※修正液等の内容訂正は無効になりますので、訂正印で訂正してください。
※この確認書は、保育の要件を確認する以外の目的で使用することはありません。
※証明内容について不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消す場合があります。
※有効期限は証明日より3ヶ月以内です。